

南日本カップ第51回鹿児島県社会人サッカーリーグ

県リーグ運営要項

- 1 名称 南日本カップ第51回鹿児島県社会人サッカーリーグ県リーグ
- 2 主催 (一社)鹿児島県サッカー協会・株式会社南日本新聞社
- 3 主管 鹿児島県社会人サッカー連盟
- 4 期日 2017年4月9日～2018年1月28日
- 5 会場 鹿児島県立サッカー・ラグビー場他
- 6 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会及び鹿児島県社会人サッカー連盟(以下「連盟」という。)に当該年度の登録を完了したチーム及び選手であること。
 - (2) 資格に疑義が生じたときは、鹿児島県社会人サッカー連盟役員会(以下「役員会」という。)で審議決定する。
 - (3) チーム間の選手の移籍については、正規の手続きをとり、当該年度1回限り認める。
 - (4) 別に定める期日以降の選手の追加及び移籍は認めない。
- 7 参加申込
 - (1) 所定の方式により指定期日までに申し込みを完了すること。
 - (2) 参加チームは、試合会場の提供(斡旋)が1回以上可能であり、試合の運営に責任を持たなければならない。
 - (3) 参加チームの審査は、鹿児島県社会人サッカー連盟役員(以下「役員」という。)が行う。
 - (4) 1チームの最低参加人員を16名とする。
なお、年度途中の移籍等で最低参加人員16名を割り込むことはできない。
また、2種年代に該当する者の登録は、3名まで認める。
 - (5) 南日本カップ鹿児島県社会人サッカーリーグの開会式、閉会式及び運営委員会を欠席したチームは、当該年度並びに次年度の参加を認めない。
また、欠席したチームに登録していた選手は、当該年度並びに次年度の参加を原則として認めない。
- 8 参加費
所定の方式により指定期日までに納入すること。
金額は、役員会で別に定める。

9 競技委員

次の委員を置くこととし、委員は、役員の中から指名する。

(1) 審判委員

審判委員は、試合の円滑な運営をはかり、審判員の技術指導や研修等を行う。

(2) 技術委員

技術委員は、選手個々の技術の向上をはかり、選手の技術指導や研修等を行う。

(3) 規律フェアプレー委員

①チームや選手の不祥事について審議決定し、これを行使する。

②その他審議が必要とする事案が発生した場合は、審議決定し、これを行使する。

(4) リーグ運営委員

①リーグ運営の指導・助言を行う。

②11-(2)の編成毎にリーグ運営部長をおく。

10 試合会場・日程

(1) 試合会場及び日程は、リーグ運営委員と各チーム代表者が協議して決定し、試合当日の管理運営の責任者となる当番チームを割り当てる。

ただし、1部及び2部の日程については、競技委員が決定する。

(2) 前項で決定した試合会場・日程は、原則として変更を認めない。

ただし、落雷、台風などの天候不良等の場合は、リーグ運営委員が協議し決定する。

11 試合

(1) 参加チームによる総当たり戦を原則とする。

(2) 県リーグは、次の編成で試合を実施する。

①1部

②2部

③3部

④4部Aグループ

⑤4部Bグループ

⑥5部Aグループ

⑦5部Bグループ

⑧5部Cグループ

⑨5部Dグループ

なお、1部、2部及び3部のチーム数は、原則各8チームとする。

(3) 試合時間は、1部が90分、2部が80分、3部、4部及び5部は70分とする。

なお、インターバルは、1部が15分以内、1部以外は10分以内とする。

(4) 選手交代は、1部及び2部が5名までとし、3部、4部及び5部は7名までとする。

(5) 年間のリーグ戦を通して原則棄権を認めない。

万が一、棄権をした場合のチーム戦績は負け(0-5)とし、リーグ運営委員より事情聴取を受ける。

併せて2回以上棄権をした場合は、最終成績がいかなる場合でも下部リーグへ降格とする。

(6) 順位の決定方法は、次のとおりとする。

- ①勝ち点
- ②得失点差
- ③総得点
- ④当該チームの対戦成績
- ⑤リーグ運営委員の定める順位決定方式

なお、勝ち点は次のとおりとする。

- | | |
|------|----|
| 勝ち | 3点 |
| 引き分け | 1点 |
| 負け | 0点 |

(7) 退場を命じられた選手及び退席を命じられたチーム役員及び選手は、本リーグの次の1試合の出場を自動的に停止する。それ以後の処置については、規律フェアプレー委員会の裁定に従う。

(8) 警告を受けた選手は、累積2回で次の1試合の出場を自動的に停止する。

また、退席についても退場と同様の処分とする。

(9) リーグ戦では、黒色又は紺色のユニフォーム（シャツ）は一切着用できない。

また、試合にはフィールドプレイヤー及びゴールキーパーの正副異色の2組（ユニフォーム規程に基づいたもの）を常に持参しなければならない。

なお、ユニフォームに付ける番号は、1番～99番までの正数とし、それ以外の番号は認めない。

(10) 公益財団法人日本サッカー協会発行の選手証又は電子選手証（以下「選手証」という。）を持参している選手のみが試合に出場することができる。

なお、選手証は、写真が貼付されているものが認められる。

(11) 落雷などの天候不良により、試合を中断し試合が完了しなかった場合は、再試合を原則とする。

1.2 試合運営

(1) 試合の運営は、当日の当番チームが競技委員の協力を得てあたる。

(2) 試合会場の準備等については、11-(2)の編成毎において協議し、その詳細を定め、各チームは、その定められた決定事項に従うこととする。

(3) 1部は、試合開始30分前までに当番チーム、チーム代表者及び審判員によるミーティングを実施する。

なお、チーム代表者は、ミーティングに選手登録名簿、メンバー表、選手証及び正・副のユニフォーム（FP、GK）を持参しなければならない。

(4) 3部、4部及び5部は、試合開始30分前までに選手登録名簿、メンバー表、選手証を当番チームへ提出する。

(5) 当番チームは、試合開始前までに選手登録名簿とメンバー表及び選手証とを照合し、確認を終えてから主審に試合開始を要請する。

なお、当番チーム並びに審判員又はリーグ運営部長が、確認できない選手は試合に出場できない。

1.3 記録

(1) 当番チームは、試合結果を別に定める方法で報告する。

(2) リーグ運営部長は、試合結果を速やかに鹿児島県社会人サッカー連盟HPへ掲載する。

1 4 入替等

- (1) 1部の成績下位2チームは、2部の成績上位2チームと自動的に入れ替わる。
- (2) 2部の成績下位2チームは、3部の成績上位2チームと自動的に入れ替わる。
- (3) 3部の成績下位2チームは、4部の成績上位1チームと自動的に入替わる。
- (4) 4部の成績下位2チームは、5部の成績上位1チームと自動的に入れ替わる。
- (5) 九州リーグから1部へ降格するチームが2チームあった場合については、1部の成績下位2チームが2部へ降格し、2部の成績上位1チームが1部へ昇格する。
- (6) 1部から九州リーグへ昇格するチームがあった場合は、(1)若しくは(5)の規定に基づき、入替を行う。
- (7) 11-(5)の規定に基づき降格するチームがあった場合や入替の当該年度末までにチームに欠が生じた場合については、最優先に(1)から(5)までに規定されている成績下位の数に充てることとする。
- (8) 入替について疑義が生じた場合は、リーグ運営委員において審議決定する。
- (9) 1部優勝チームは、九州各県リーグ決勝大会へ出場する義務を負う。
なお、違反した場合は、次年度のリーグ参加を認めない。

1 5 審判

- (1) 当該年度の公益財団法人日本サッカー協会競技規則を適用すること。
- (2) 参加チームは、チーム内で審判の資格を有する者を4名以上保持しなければならない。
なお、4名のうち1部及び2部は2名以上、1部及び2部以外については、1名以上の3級以上の資格者を必要とする。
- (3) 新規に参加するチームに関しては、新規登録年度内に3級以上の資格者を確保することとする。
- (4) 試合の審判員割り当ては、リーグ運営部長の業務とする。
なお、1部は原則主審及び副審、2部は主審を一般社団法人鹿児島県サッカー協会審判委員会より指名する。
- (5) 試合の審判は、必ず有資格者が正規の服装で行う。違反した場合、違反した審判員が所属するチームは、次年度の参加を認めない。
- (6) 主審は、3級以上の資格者が行う。
- (7) 審判員は、試合結果その他の事項を当番チームに報告する義務を負う。
また、退場又は退席があった場合は、連盟審判委員長に審判報告書を提出しなければならない。

1 6 表彰

- (1) 1部、2部、3部の優勝チームには、南日本カップ（持ち回り）を授与する。
また、各編成の第三位まで賞状を授与する。
- (2) 1部、2部の得点王ならびに優秀選手（ベストイレブン）を選出し賞状と副賞を授与する。
なお、優秀選手の選出はリーグ運営委員が行う。

1 7 傷害

参加チームは、スポーツ傷害保険に加入することを原則とする。

この場合の加入費用は参加チームの負担とする。

1 8 その他

- (1) 南日本カップ鹿児島県社会人サッカーリーグの主催者及び連盟は、選手の負傷、疾病、第三者の負傷等及び器物破損等について、一切の責任を負わない。
- (2) 試合会場及び施設の利用に関しては、マナーを厳守のこと。
- (3) 試合当日に起きたチームや選手に関する不祥事については、当番チームがリーグ運営報告書でリーグ運営部長に報告し、リーグ運営部長は連盟リーグ委員長へ報告する。